

チコ労務管理事務所通信

「外国人技能実習制度」適正化に関する 法案のポイント

技能実習生の人権侵害防止のため監督機関を新設

政府は、外国人を日本国内に受け入れて働きながら技術を学んでもらう「外国人技能実習制度」を拡充する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（新法）を閣議決定し、国会に提出しました。

技能実習生の受入れ期間が現行の最長 3 年から 5 年に延長となり、また、外国人を低賃金や長時間労働で酷使するなどの不正を防ぐため、受け入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」を新設することになりました。

不正行為があった際には罰則も！

新設される監督機関「外国人技能実習機構」は、立入り調査や不正行為のチェックを行う機関とされています。

実習生に対する外部との連絡禁止や帰国の強要、パスポートの取上げなどが問題化していることから、私生活の制限の禁止や罰則規定を設けることで実習生の保護を図るとのことです。

その他にも、実習生の相談に応じたり、実習先の変更の支援などを行ったりするとされています。

介護分野での受け入れに課題？

この法案と同時に、在留資格に「介護」を新設する入管難民法改正案も閣議決定しました。

介護職の人材不足が深刻化する中、介護分野での外国人労働者受け入れを促すため、日本の養成施設で介護福祉士の資格を取得した外国人の長期就労が可能になります。

現在、外国人技能実習制度では製造業や建設業、農業など 69 職種の受け入れが認められていますが、介護は



対人サービスが対象となる初めての職種となります。そのため、言語や文化の異なる外国人の介護福祉士が受け入れられ定着するかが課題となりそうです。

介護の他にも、林業、自動車整備、惣菜製造、店舗運営管理などが追加の職種として検討されるそうです。

技能実習生の場合、他の従業員と比べ会社のケアが求められる場面が非常に多くあります。

受入れ期間が 5 年になることで、実習生の失踪リスクの増大等も考えると、より慎重な対応が求められます。

個人情報保護法改正ですべての企業に セキュリティ対策を義務化

個人情報の「活用」と「保護」をめぐる変化

個人情報保護法が約 10 年前に完全施行された後、通販サイトでの購買履歴のような、施行当時には想定されていなかったデータが“ビッグデータ”として注目されるようになり、個人情報の定義や取扱いに関するルールを見直す必要が生じてきました。

また、来年 1 月からマイナンバーが導入されると、バラバラに存在する個人情報もマイナンバーを通じて個人を特定できる可能性があるため、従来の範囲を拡大して企業にセキュリティ対策を講じさせる必要があります。

漏洩は企業の「信用」も「利益」も消失させる

大きな話題となったベネッセの事件では、今年 1 月 29 日に 1,789 人の被害者が総額約 9,840 万円の損害賠

償請求訴訟を起こしています。

また、親会社が2月に公表した連結決算では純利益が前年同期比82.2%減となり、顧客の信用も会社の利益も、事件をきっかけに失われてしまいました。

訴訟規模は今後も拡大する模様であり、個人情報の漏洩は企業存亡の致命傷となり得ることから、セキュリティ対策は必須と言えます。

「改正個人情報保護法案」の概要

政府は上記の変化や事件を受け、3月10日に改正法案を閣議決定し、国会に提出されました。

同案では、個人情報の定義に「個人識別符号が含まれるもの」が加わったほか、「データベース提供罪」が新設され、不正な利益を図る目的での個人情報データベースの提供・盗用は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

また、第三者から個人データの提供を受ける場合、その取得の経緯の確認や記録の作成等を義務付けます。

さらに、個人を特定できないように加工した「匿名加工情報」の取扱いに関するルールや「個人情報保護委員会」の設置も盛り込まれました。

早めの対応着手がお勧め

改正法の施行後は、個人情報の取扱件数等にかかわらず、すべての事業者が個人情報保護法の対象となり、セキュリティ対策が義務付けられます。

対策には、自社で扱うすべての個人情報の洗い出しと種類に応じた取扱いルールの策定が必要であり、準備に時間がかかりますので、拙速な対応によるトラブルを避けるためにも早めに着手することをお勧めします。

「マイナンバー制度」対応で必要となる準備事項とは？

来年1月から番号利用がスタート

今年10月からマイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始され、来年1月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となりますが、日本経団連では、3月

9日に主な準備事項を示しました。

必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

1. 対象業務の洗い出し

- (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
 - ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
 - ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

(2) マイナンバー収集対象者の洗い出し

- ・従業員等（従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む）とその扶養家族
- ・報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先
- ・不動産使用料の支払先
- ・配当等の支払先

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等

(5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）

(6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

- (1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）

(2) 教育・研修

(3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

(1) 人事給与システム

(2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

(1) 委託先の選定

(2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取扱い状況を把握する方法を含む）

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3

電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185

e-mail：info@chiko-jimusho.com